

『六度集經』『佛說義足經』における 人称代詞の複数形式

——上中古間語法史の一側面——

松 江 崇

(東京都立大学大学院)

『六度集經』与『佛說義足經』都是公元三世紀成書的佛敎文獻。

本文通过对两部书中人称代詞複数形式使用情况的考察和描写，提出以下主張：

①『六度集經』中的“等”、『佛說義足經』中的“曹”这两个語素经历虚化的过程，接近于表示人称代詞復數的詞尾。即同一語法功能在两部书中是由不同的語素来承担的。

②这种情况应是由两部书中反映出的方言差异所造成的。即『六度集經』的语言基于当时的建業方言，而『佛說義足經』的语言基于当时的洛陽方言。

此外，对于自二世紀至三世紀的洛陽方言中人称代詞復數形式是怎样演变的，本文试图提出一个假设。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 4.3. 二人称代詞+「等」 |
| 2. 資料について | 4.4. その他+「等」 |
| 2.1. 資料の選定 | 4.5. 「等」以外の形態素 |
| 2.2. 『六度集經』について | 5. 【義足】における人称代詞の複数形式 |
| 2.2.1. 撰者伝・成立地域 | 5.1. 概況 |
| 2.2.2. 原典 | 5.2. 一人称代詞+「曹」 |
| 2.2.3. 現存の言語の真偽 | 5.3. 二人称代詞+「曹」 |
| 2.3. 『佛說義足經』について | 5.4. その他+「曹」 |
| 2.3.1. 訳者伝・成立地域 | 5.5. 「曹」以外の形態素 |
| 2.3.2. 原典 | 6. まとめ |
| 2.3.3. 現存の言語の真偽 | 6.1. 静態 |
| 3. 古漢語における人称代詞の複数形式 | 6.2. 動態：上中古間語法史の視点から |
| 4. 【六度】における人称代詞の複数形式 | 6.2.1. 建業における「等」 |
| 4.1. 概況 | 6.2.2. 洛陽における「曹」 |
| 4.2. 一人称代詞+「等」 | |

1. はじめに
上中古間語法史において一仮に太田辰夫
1988に従い上古は東周から秦漢にかけての、

中古は魏晉南北朝の時朝とする一、出遅れの
観のあった中古側の研究の進展により中古漢
語を特徴づける主な語法項目はおおよそ提出

されたらいい。今後の研究としては、上古的・中古的な各々の特徴がどのように消失・出現していったのかという変化の過程の解明が目指されるべきであり、然る後になぜ変化したのかといった問題の検討を経て、語法変化のメカニズムがはじめて明らかにされ得るはずである。

その意味で均質的資料の使用は重要である。中古として概括される魏晉南北朝期の語法にも時期的・方言的な差異は存在すると推測されるのであり、このような差異に配慮した方法によってのみ、変化の過程の正確な記述が可能になる

本稿はこのような問題意識から、中古初期のほぼ同時期に成立した二種の仏教文献の言語において、互いに異なる特徴が存在することを指摘するものである。具体的には三世紀に成立した二種の仏教文献『六度集經』と『佛說義足經』の言語において、人称代詞の複数を標示する特定の形態素が一定の虚化¹⁾の過程を経て接辞に近づいているが、それが異なる形態素であること、またこの差違は両文献の基づく方言の違いに由来すると主張するものである。

2. 資料について

2.1. 資料の選定

文献を使用した言語研究において文献の選定が重要であることは贅言を要しない。本稿で資料とした二種の仏教文献の選定に際しては、梁の僧祐撰『出三藏記集』をはじめとする諸経録において経名・訳者などの記載が確認でき、またそれが常盤大定1958や呂澂1980などの文献学的な検討においても設定されていることを最低条件とした。また当該の文献が梁の宝唱等の編になる『經律異相』に引用され、対応する部分の比較から現存の言語の大部分が梁代以前の状態を保存していると確認できることも条件に加えた²⁾。その他、訳經という特殊性が可能なかぎり問題とならな

いよう、訳者が漢地で成長したこと、文献の内容が前生物語や譬喩物語といった具体性のあるものということに配慮した。さらに文体の規範化の影響の少ない初期の訳經を選定したが、これは口語が多く含まれるということにもつながるであろう。

2.2. 『六度集經』について

2.2.1. 撰者伝・成立地域

『大正新脩大藏經』（以下『大正藏』と簡稱する）には第三巻に収められる『六度集經』八巻（大正藏 NO. 152）³⁾については、梁の僧祐撰『出三藏記集』（大正藏 NO. 2145）巻第二において九巻本で康僧会訳との記載があり、或いは「六度無極經」「度無極集」「雜無極經」というと注される。訳者については隋の費長房撰『歷代三宝記』（大正藏 NO. 2034）巻第五、唐の智昇撰『開元釈教録』（大正藏 NO. 2154）巻第二などにおいても康僧会とされており異説はまずみられないが、巻数については『開元釈教録』巻第二では八巻とされる（但し「或九巻」の注あり）など、異同が多少ある。これは後述するように『六度集經』中の小経が単独で流传することなどがあったためであろう。

康僧会の伝は『出三藏記集』巻第十三、梁の慧皎撰『高僧伝』（大正藏 NO. 2059）巻第一などにみえる。これらによれば、先祖はもと康居の人であったが代々天竺に住み、父の代に交趾（現ベトナム北部ソンコイ川流域地方。前漢の武帝が交趾郡を置き交趾県は唐末まで存続）に移住したため、彼は幼年を交趾で過ごしたという。そしてその後、赤烏十年（A. D. 241）に呉都の建業に至ったとされる。

『六度集經』の成立した地域に関しては、唐の靖邁撰『古今訳經図記』（大正藏 NO. 2151）に“以吳太元二年歲次辛未。於楊都訳”と記されるから、A. D. 252年に建業で成立したものと推定できる。

2.2.2. 原典

一般に訳經であれば非漢語の原典から翻訳

されたはずであるが、『六度集經』の場合、原典と言い得るような文献は発見されておらず、明らかに先行の漢訳仏典からの重訳である部分（これは偈頌の字句の継承関係から推定される）がみられること、また經の内容に中国的な要素、例えば孟子の影響なども濃厚であることなど（任継愈主编1981, 428—439など）から、一対一で対応する原典が存在すること自体が極めて疑わしい。訳經ではなく康僧会自身の著作との見方もあり（『アジア歴史事典』「康僧会」の項、牧田諦亮1960）、少なくとも非漢語の原典から逐語的に訳されたものではない。

2.2.3. 現存の言語の真偽

『經律異相』五十卷（大正藏 NO. 2121）は梁の武帝の命で僧叟らが集め、宝唱が僧豪・法生らの協力を得て増補編集したとされる、いわば仏教説話集である。經や律にみえる説話を出典を記して収めており、梁以前成立の訳經について現存の言語の真偽を検討する際に極めて有用である。『經律異相』には「六度集經」という名での引用はなく、「度無極集」の出典名で12箇所、「度無極集經」「無極集經」の出典名で各々1箇所が引用され、これらは現存の『六度集經』に対応する箇所がみとめられる。巻数の指定についても、一致しないものが一箇所、『經律異相』に引かれたものに指定の欠落したものが一箇所ある以外は基本的に一致する。

対応する部分の間における言語の一致度は総じて高く、さらに並列の接続詞「逮」など（李維琦1993, 185-186）、他の文献にはみられない機能語についても『經律異相』所引の対応する箇所に確認できるため、現存の『六度集經』の言語の大部分は、康僧会の原文を保存しているとみなしてよい。

しかし異質と思われる部分も存在する。現存の『六度集經』には經名がつけられるなど単独の經の形式を持つものが多く含まれる。これらが独自に流伝していたことは、例えば

隋の法經等撰『衆經目錄』（大正藏 NO. 2146）巻第六に三十七の經名が挙げられ“右三十七經是六度集抄”と記されることから窺われる。元來『六度集經』の一部であったものが独自に流伝した場合や、逆に元々独立していた經が吸収されるような場合もあったことが想定され、その際に異質な言語が混入することもあったと思われる。異質性が疑われる部分は資料からすべて排除する立場もあるが、資料の恣意的な改編に陥らないよう、本稿では、単独での流伝が窺われること、語法だけでなく訳語や文体の側面からも異質性が疑われることを除外の基準とした。これらの点から現存『六度集經』のうち①巻八「鏡面王經」、②巻二「薩和檀王經」の二經は資料とせず⁹⁾、この二經以外の部分を言語資料とし、以下この部分を【六度】と標記する。

2.3. 『佛說義足經』について

2.3.1. 訳者伝・成立地域

『大正藏』第四卷所収の支謙訳『佛說義足經』二卷は、『出三藏記集』巻第二、『歴代三宝記』巻第五、『開元釈經錄』巻第二などの經錄に、支謙訳で二巻本との記載がみとめられる（但し經名は単に「義足經」とされることが多い）。

支謙については『出三藏記集』巻第十三などに独立の伝がたてられる。それによれば靈帝の時に祖父が後漢に帰化したとあるから、自身は漢地に生まれたのである。また支婁迦讖の弟子の支亮に学んだと記され、支婁迦讖は洛陽で訳經に従事したのであるから、成長した地域は洛陽近辺と考えてよいであろう。『歴代三宝記』巻第五の支謙伝などには洛陽で支亮に学んだと明記される。その後、獻帝の治世の末年に漢室の大乱により呉に逃れ、黄武元年（A. D. 222）から建興中（A. D. 252-253）にかけて訳經に従事したという。

本稿で扱う『佛說義足經』については、その訳された地域に関する直接の記載はないため、呉国という以上の正確な地域を特定する

ことは難しい。しかし隋の法経等撰『衆經目錄』巻第三に“吳黃武年支謙訳”との注があり、黄武年間では黄武七年（A. D. 228）に一度だけ呉の都が武昌に移された以外は、建業が中心地であったので、訳された地域はやはり建業であった可能性が最も高い。

2.3.2. 原典

『佛説義足經』そのものに直接対応する原典は発見されていない。しかしパーリ經典の經集（Suttanipāṭa）の義品（Aṭṭhaka-vagga）のように偈頌の部分の内容において対応する文献も現存するようであるから⁹⁾、原典として認め得る何らかの非漢語の文献から翻訳されたと考えるのが自然であろう。

2.3.3. 『佛説義足經』言語の真偽

『經律異相』には「義足經」の outlier 名で四經が収められ、各々に現存『佛説義足經』に対応する部分がみとめられる（但し対応箇所はすべて上巻の例）。これらに対応する部分の間における言語の一致度は、『六度集經』の場合に比べれば相当に低いが、両者が同一の言語に由来するものと認め得る範囲といえよう。現存の『佛説義足經』の言語の大部分は少なくとも梁代、恐らくそれ以前の状態を保っていると考えられる。

『佛説義足經』は散文の部分と偈頌の部分から構成されるが、偈頌の部分は内容が抽象的であり語法資料としては適さない。本稿では散文の部分だけを資料とし、以下この部分を【義足】と標記することとした。

3. 古漢語における人称代詞の複数形式

周知のように現代北京語において人称代詞が複数を表す場合、通常接辞「們」を伴う。しかし従来の多くの研究では、上古・中古漢語においては現代北京語の「們」に相当するものがないとされてきた。むしろ上古・中古期においても、特に漢代以降には「儕」「曹」「属」「等」「輩」などの語が代詞や名詞に後接され複数を表すかのような例がしばしばみ

られるが、一般にはこれらは複数を表す接辞とはみとめられていない⁹⁾。

その根拠を筆者なりに敷衍すれば、第一にこれらの「儕」などは「～のごときもの」「～の同類」といった意味であり、語彙として表す「同類」「仲間」「たぐい」などの意味との連続性が強く、同一の形態素とみなすべきだということ。すなわち意味の抽象化が明確でないということである。

また第二に、複数を表す形態素として「儕」などのうちいずれか特定の形式に統一されていないという点。これは言語形式の paradigmatic な側面、すなわち選択の関係における統一化がみとめられないということである。

そして第三に、複数であると推定される場合にも「儕」などが付加されることはむしろまれであるということ、つまりその使用が義務的でないということである。

以上の三点から、上古・中古期の「儕」などは自立的な語彙であって、人称代詞の複数を表す接辞とするのは不適切とされてきたのである。逆に言えば、これらが虚化の過程を経て、上述の三点において変化がみられたときには、人称代詞の複数を表す接辞とみなし得る可能性が生じてくる。

4. 【六度】における人称代詞の複数形式

4.1. 概況

人称代詞に後接される「等」という形態素において、上述の三つの側面における変化がみとめられ、人称代詞の複数を表す接辞に近づいている。すなわち一・二人称代詞が複数を表しているとは推定される場合、むしろ「等」を伴った形で現れることの方が多い。またこのとき原則的には他の形態素は用いられない。そしてこの「等」の意味は、「～の同類」「～のごときもの」といった、いわば何らかの同じ性質・属性を紐帯として類としてまとめるというニュアンスや、「～とその他」という

ニュアンスが希薄であり、単に複数であることを標示していると感じられる。

①意味の抽象化, ②paradigmatic な側面における形式の統一化, ③使用の義務化, の三点において変化がみとめられるため, この「等」が一定程度であっても虚化の過程を経て自立性を失い, 付属形式として複数を標示する接辞に近づいていると考える⁷⁾。

但しこの「等」を用いずに複数を表している」と解釈できる例も少なからずあるなど, 「等」が純粋に「複数」という文法機能を表すものかについては, 以下のように修正する余地がある。つまり人称代詞が複数を表したとき, 「等」を後接したものと然らざるものとの間に【六度】の体系において示差的なニュアンス(=微細な意味)の差が存在した場合は, そのニュアンスの付加を「等」の文法機能とみなすべきだということである。

とはいえ, そのようなニュアンスが容易には読みとり難くなっていることを重視し, 本稿ではこの「等」の文法機能をひとまず「複数の標示」と表現しておきたい。

4.2. 一人称代詞+「等」

【六度】における一人称代詞には*ng系⁸⁾の「吾」「我」と*d系の「余」とがある。このうち「余」は用例が少なく複数を表していると推定される例自体が存在しない。「吾」「我」は複数を表していると推定される場合, しばしば「等」を伴う(「吾」は複数を表す43例のうち27例。「我」は複数を表す2例いずれも⁹⁾)。なお排除形と包括形との形式的な対立はない。「我等」には排除的な例しかないが偶然であろう。以下に例文を示す(例文末の())は『大正蔵』における位置を示す。(3-9 b)であれば第三巻九頁中段の意味。句読は筆者による)。

【吾等】(排除的)

・鳥曰“爾等奚求乎?”。曰“人王亡其正妃, 吾等尋之” 3-27 a)
〔鳥が言った「お前達は何を探し求めている

のだ?」。(猿達が)言うには「人間の王が妃を見失ってしまったので, 我々が探しているのだ」]

【吾等】(包括的)

・一蛇曰“吾等還海中可乎?” (3-27 c)
〔一方の蛇が(他方に)言った「海の中に帰ろう, よいか?」]

【我等】(排除的)

・王則問其所以。云“池中有物, 觸怖我等” (3-28 c)
〔王はそこで(子供たちが大声をあげた)わけをたずねた。(二人の子供が)言うには「池の中に何かがあって, (それが)あたって僕たちを怖がらせるのです」]

【吾】(単独で複数)

・兄弟俱曰“吾父尚施而斯子來。…” (3-9 b)
〔兄弟はともに言った「僕らの父さんが布施を責ぶからこの人が来たんだ。…」]

4.3. 二人称代詞+「等」

【六度】の \acute{n} 系二人称代名詞には「爾」「汝」のほか「若」がある。「爾」「汝」が複数を表していると推定される場合, しばしば「等」を伴った形で現れる(「爾」は複数を表す42例のうち24例。「汝」は複数を表す6例のうち4例)。

【爾等】

・告從者曰“…吾今裁食, 爾等則焉” (3-17 c)
〔鸚鵡王は)從者に告げて言った「…私は今より食を断とう。お前達もこれに則れ」]

【汝等】

・龍遣賢臣十六, 從龜至人王城下壘中。龜曰“汝等止此。吾往上聞” (3-29 a)
〔龍は賢臣十六人を遣わし, (彼らは)亀につきそって人間の王の城下の壘についた。亀が(龍の賢臣たちに)言うには「お前達はここに止まれ。私が行って奏上しよう」]

【爾】(単独で複数)

・召商人問“爾誠首之即活, 欺者死矣” (3-4 a)
〔(王は)商人たちを召して問うた「お前たち,

もしこのこと (=菩薩を井戸に投げ入れたこと) を自首すれば生きるが、欺けば死ぬことになるぞ」]

【汝】(単独で複数)

・臨坑告曰「汝等無憂。吾拔汝重難」(3-28 a)

[(道士は) 穴を見下ろして言った「お前たち、心配するな。私がひどい災難から救い出してやろう」]

「若」という二人称代詞は、単数の「若」と複数の「若曹」が各1例ずつみとめられる。

【六度】において人称代詞の複数表示に「曹」を伴うのはこの「若曹」の1例だけであり、これは異質な成分の混入が多いと思われる「阿離念彌經」の中にあるため、康僧会の言語に由来しない可能性も高いと考える。

【若曹】

・又曰「…若曹亦當行斯六行，以獲應眞之道」(3-50 a)

[(阿離念彌が弟子たちに) また言った「…汝らもまたこの六行を行い、以て應眞 (=真理に従う人) の道を得ねばならぬ」]

4.4. その他+「等」

指示代詞や、それに由来するが話し手からの距離感を喪失した「其」「之」「厥」などに「等」がつくことはなく、単復いずれにも用いられる。但し「臣等」(我々) 臣下、「頭魔王女等」(頭魔王女とその他) など、名詞に「等」が後接した例は多くみられる。

4.5. 「等」以外の形態素

「曹」については「若曹」の例を既に挙げたが、この例以外に「曹」が人称代詞に後接されることはない。他に「其」や指示代詞の「斯」に「輩」が後接された例があるが(各1例)、「彼のともがら」「この同類」の意味であり、これらの「輩」は自立語であろう。

【其輩】

・昔者菩薩，乘船渡海，採寶濟乏。…華女臨渚，要其輩曰…(3-19 c)

[むかし菩薩は船に乗り海を渡り，財宝を探

し集め貧者を救おうとしていた。…美女が渚にやって来て、彼の仲間たち (=菩薩と共に舟に乗っている商人) を遮って言った…]

【斯輩】

・有頃而曰「太子見逐，惟爲斯輩，而今復來乎…」(3-9 b)

[(王は) しばらくして言った「太子が追放されたのは、ただこのような輩のためであるのに、今また来たというのか」]

5. 【義足】における人称代詞の複数形式

5.1. 概況

人称代詞に後接される「曹」という形態素について、①意味の抽象化、②paradigmaticな側面における形式の統一化、③使用の義務化の三点において変化がみとめられるため、人称代詞の複数を表示する接辞に近づく変化が起こっていると考える。

5.2. 一人称代詞+「曹」

【義足】には一人称代詞として *ng 系の「我」と「吾」とがみられる。このうち「吾」は極めて少数しかなく、複数を表しているとは推定される例自体が存在しない。「我」が複数を表しているとは推定される場合、多くは「曹」を後接した形で現れる(複数を表す26例のうち21例)。やはり排除形と包括形との形式的な対立はない。

【我曹】(排除的)

・便共教女言「…如是我曹共殺汝，埋著祇樹間…」(4-176 c)

[(梵志らは) すぐにそろって女を論して言った「…このようにして我々はみなでおまえを殺し、祇園精舎のなかに埋めて…」]

【我曹】(包括的)

・是時第七天四天王相謂言「…我曹今何不見其威神」(4-182 c)

[このとき第七天の四天王が互いに言うには「…我々も今どうして彼 (=佛) の威神 (=偉大で不思議な力) を見に行かないのか」]

【我】(単独で複数)

・“我今何不往見其威神” 四天王即從第七天飛下。(4-182 a)

〔我々も、今どうして彼(=佛)の威神を見に行かないのか〕 (と云い) 四天王はすぐに第七天より飛んでいった〕

このほか複数が推定される場合に「我人」という語が用いられた例も散見される(3例)。「人」は中古において単独で一人称に用いられることもある(井上一之1988など参照。但し人称による直示をその機能とする人称代詞とは性質が異なる)。この「人」自体は単複に無関であるので、「我人」に複数の例しかみられないのは偶然であるのかもしれない。

【我人】

・共白目捷連 “…願煩威神，到佛所，爲人故禮佛足，以我人語白佛…” (4-185 a)

〔(四輩は)ともに目捷連に言上した「…願わくば(あなたの)威神を煩らわし、佛のもとに到り、我らのために佛足に礼し、我らの言葉を佛に奉んことを…〕

5.3. 二人称代詞+「曹」

【義足】における**n*系二人称代詞は「汝」だけである。複数を表していると推定される場合には常に「曹」が後接される(7例)。

【汝曹】

・王即召衆梵志問 “汝曹自共殺好首不?” (4-177 a)

〔王はすぐに梵志たちを召して問うた「お前達がみなで好首を殺したのか?〕

5.4. その他+「曹」

「其」と「之」に「曹」を後接した例はなく、これらは単複に関係なく用いられる。但し「子」という語が、二人称のほか、敵対や貶めといった心情的なニュアンスを付帯して三人称にも用いられているが(俞理明1993, 72-75), これに「曹」を後接した例がみられる(14例)。

【子曹】

・王復言 “…子曹皆是佛近親。佛當有願念在諸釋，我終不得子曹勝” (4-188 b)

〔王はまた言った「…彼らはみな佛の近親だ。佛はきつと諸釈に愛願の念があろうから、私 は結局彼らに勝つことはできないのだ〕

人称代詞のほか、指示代詞「是」に「曹」が後接されることもある(3例)。

【是曹】

・衆理家人民，遙見便罵言 “是曹沙門，自稱言有法徳戒” 子曹所犯若此…” (4-176 c)

〔金持ちたちや民衆は(比丘たちが)遠くに見えると、すぐに罵って言った「あれらの沙門たちは、自分たちを法徳戒を備えているなどと称しているが、やつらが犯したのはこんなこと(=女を殺したこと)だ…〕

5.5. 「曹」以外の形態素

【義足】において「等」が人称代詞に後接されることはない。「不蘭等」(不蘭とその他)のように名詞、特に固有名詞の後に現れることはあるが、「～とその他」という意味であろう。

6. まとめ

6.1. 静態

①【六度】【義足】の両者において人称代詞の複数を標示する特定の形態素が接辞に近づいている。

②しかし当該の形態素は【六度】においては「等」、【義足】においては「曹」であり、文法機能は類同でも用いられる形態素が異なる。この点で同じく三世紀成立の二種の文献の言語においても差違が存在している。

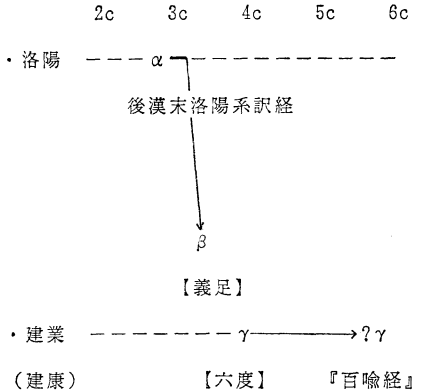
さて【六度】においては「等」、【義足】においては「曹」が用いられるという違いは何に由来するものであろうか。どちらも直接話法が用いられた箇所によくみえることは注目すべき点であるが、この答えを即座に各々の方言の違いに結びつけるのは、やはり危険である。純粹に口語的・書面語的といったレベルにおける違いという可能性も、俄かには否定し難い。帰納的に答えを導き出すのは現実的には困難である以上、結局はこの違いを生

み出した要因について仮説を提出し、その上で両文献における状況を語法史の流れの中に位置づけてみるという、演繹的な方法が必要であろう。そしてそのときに語法史の流れを合理的に説明することができれば、それは有力な説となり得ると考える。本稿は、以下にみるような解釈により、【六度】における「等」、【義足】における「曹」が各々の方言に由来するものと主張する。

6.2. 動態：上中古間語法史の視点から

6.2.1. 概観

【六度】の「等」と【義足】の「曹」を、基礎方言を仮定した上で語法史上に位置づけてみる。



α：人称代詞の複数標示として「曹」・「等」などを一見混用する。

β：人称代詞の複数標示として「曹」だけを用いる。

γ：人称代詞の複数標示として「等」だけを用いる。

6.2.2. 建業における「等」

上図では【六度】の基礎方言を建業方言と仮定した。その成立地域である建業の文化的地位の方が、康僧会の出生地である交趾のそれより高かったと想定したことによる。また一般に五世紀末に同じく建業で成立したとされる『百喻經』（大正藏NO. 209）における人

称代詞の複数標示にも、やはり「等」が多く用いられている¹⁰⁾。最も口語的な形式であったとは断定できないが、三～五世紀の建業では人称代詞の複数を示す形態素として「等」が用いられていたと考える。

6.2.3. 洛陽における「曹」

【義足】の訳者支謙は洛陽で成長したのち呉へ南下したのである。そして当時の洛陽は建業よりも文化的地位が高かったと想定し、「曹」の接辞化の現象は当時の洛陽方言に由来するものと仮定した。実は【義足】には**n*系二人称代詞のうちの「爾」の消滅・「汝」への統一という現象がみられるのである。これは Zürcher 1977 が言語資料とした、二～三世紀初頭の後漢末に洛陽で成立した諸訳経（以下「後漢末洛陽系訳経」と称する）と共通する方言的特徴であると筆者は考えており¹¹⁾、このことも【義足】の基礎方言を洛陽方言とする仮定を支持するものであろう。

ところが、後漢末洛陽系訳経のうち多くは人称代詞の複数標示に「曹」や「等」を混用し、全体としてはむしろ「等」のほうが優勢であって、「曹」に統一される傾向ははっきりしないのである。これはどのように考えるべきであろうか。

この問題の解決のために、ここで後漢末洛陽系訳経において、人称代詞に後接され「～の同類」「～のたぐい」の意味となる、「～曹等」「～曹輩」「～等輩」「～曹等輩」などの形式に注目してみたい。「曹」などが接辞に近づき、意味が抽象化しつつあるため、これらを連用して「～の同類」「～のたぐい」といったニュアンスを表現したものであろう。注目すべきは、これらが連用されたときに各々の形態素が並ぶ順序に法則性がみられ、①「曹」②「等」③「輩」etcの順となり、明確な例外はまずみあたらないということである。筆者はこれは単なる偶然ではなく、各形態素の虚化の程度を反映したものだと思われる。すなわち二～三世紀の洛陽では

①「曹」 ②「等」 ③「輩」 etc
 (高) ←虚化の程度→ (低)

のような現象が起こっていたと考える。すると後漢末洛陽系訳経から数十年後に成立した『義足』において、「曹」に統一されている状況も、当時の洛陽方言のうち、虚化の程度の高い、恐らくはより口語的な表現を受け継いだものとして、当時の洛陽方言と結びつけることができるのではないだろうか。

〈注〉

- 1) 中国において一般に「虚化」は「文法化 (grammaticalization)」を指して用いられることが多いようである。文法化は、例えば「自立的、語彙的な形式が、一定の文法的機能を担う形態素、すなわち「文法形式」に変わるような言語変化」(『言語学大辞典』第六巻・述語編1966、「文法化」の項)のように説明される。重要な現象であるが本稿では文法化そのものの議論には立ち入らず、自立的な形式の非自立化を一般的に広く表す用語として「虚化」を用いる。
- 2) 『経律異相』によるテキスト校合の可能性は夙に太田辰夫1958, 413において示唆されている。
- 3) 本稿で扱う仏教文献はすべて『大正蔵』精装本に拠り、版本の異同は底本の高麗蔵と脚注の校記に示された宋元明の三本を参照する。なお()内はその文献の『大正蔵』における通し番号。
- 4) 「鏡面王經」は『出三蔵記集』巻第四「新集統撰失訳雜經録第一」に「鏡面王經一卷」の記載があり「出六度集」とされる。しかし現存『六度集經』所収のものは明らかに支謙訳『佛說義足經』巻上の「鏡面王經第五」と同一の原文に由来するものである。偈頌の字句が支謙訳と基本的に一致し、また經中に「義足經」の語がみえる。語法的にも支謙訳のものに近い。「薩和檀王經」は『出三蔵記集』巻第三「新

集安公失訳經録第二」に「薩和檀王經一卷」とあり「出六度集」とされる。この經は人称代詞や指示代詞、接続詞の体系が他の『六度集經』と異なるだけでなく、「梵志」ではなく「婆羅門」と音訳したり、經中に「解曰」を加え前出の語に対する解釈を補足したりと、他の部分には通常はみられない要素を多く含む。

- 5) 經集についてはその国訳が『南伝大藏經』第二四巻に収められる。他にサンスクリット断片もあるというが筆者未見。『佛書解説大辞典』『義足經』の項参照。
- 6) 太田1958, 103-106, 王力1958, 272-274など参照。但し太田氏は「…《等》《輩》(ことに《等》)は、時代が下ると複数とみなしてもよいような例もある」と付言する。
- 7) 朱庆之1993は訳経において「吾等」「汝曹」のような形式が大量に使用される現象について、屈折語である原典の言語の「数」による形態変化の影響を主張する。しかし単数・両数・複数の三項対立であるサンスクリット語にせよ、二項対立であるパーリ語にせよ、(朱氏も指摘するように)「格」などによって人称代名詞が変化するのである。漢訳にあたりそのうち「数」の変化にだけ、形態素を付加のたとみなすためには、より積極的な根拠が必要である。筆者は、少なくとも本稿で取り上げた二文献については、以下の本稿6.2.でみるように、「曹」などを漢語の口語として合理的に説明できる点を重視したい。
- 8) 「*ng 系一人称代詞」は上古音でng音、もしくはこれに近い音を声母に持っていた一人称代詞の意味。推定音価は董同龢1948による。
- 9) 用例数の認定には筆者の主観が排除できないため一つの目安と理解されたい。ことに単数・複数の区別は、結局のところ発話者の主観的な表現のレベルに属するものであり、調査者の視点からの認定には本来的

